

宅地建物取引業者報酬の額 (プレミアムタイプ) 注文書

ご注文履歴 ☐ なし(初めて) ☐ あり (年 月頃) ※不明の場合はご記入不要です

ご注文者様	フリガナ			フリガナ	
	御社名			ご担当者	
	郵便番号	〒			
	ご住所				
	お電話番号		FAX番号		
レイアウト	☐ FAX				
お受取先	☐ メールアドレス →				

備考欄

※ご注文者様と異なる場合のみご記入下さい

お届け先	フリガナ			フリガナ	
	御社名			ご担当者	
	郵便番号	〒	お電話番号		
ご住所					

板の色	
☐ リッチゴールド (黒文字)	☐ モダンシルバー (黒文字)
☐ ブロンズ (黒文字)	☐ アクアブルー (黒文字)
☐ ミントグリーン (黒文字)	☐ ローズ (黒文字)
☐ ラベンダー (黒文字)	
☐ パワーブラック (ゴールド文字)	☐ パワーブラック (シルバー文字)
☐ ロイヤルブルー (ゴールド文字)	☐ ロイヤルブルー (シルバー文字)
☐ ワインレッド (ゴールド文字)	☐ ワインレッド (シルバー文字)
☐ ディープグリーン (ゴールド文字)	☐ ディープグリーン (シルバー文字)

ご注文数量 (価格は消費税込)	
本体	1枚 22,000 円 枚 横552×縦437×12mm厚 ※取付用のフック(右こうボード専用)と取付が付きます。 ※水ぬれ不可・屋内掲示専用
	ギフトボックス 1個 880 円 ※デザインは当社HPでござんください
Aタイプ (市松模様) 個 Bタイプ (ライムグリーン) 個 Cタイプ (ネイビーブルー) 個	
合計金額	
円	

額縁の色 ☐ ゴールド ☐ シルバー

書体 文字が小さい為、最も見やすい【角ゴシック体】のみとさせていただきます。

旧字体や難しい漢字は大きく書いて下さい

年 月 日送信

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

第一 一定額

この表において「宅地建物取引業者」とは、宅地建物取引業法(昭和六十二年法律第百三十一号)第三十一条第一項に規定する宅地建物取引業者をいう。

第二 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

第三 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

第四 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

第五 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

第六 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

第七 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

第八 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

第九 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

第十 一定額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額は、当該宅地又は建物の売買等の価額の千分の一に相当する額を超えてはならない。

最新版 (令和6年7月1日施行分)

ご注文後ファクスまたはメールにてお送り下さい

FAX **092-936-7802** メール **netshop@miurasenden.com**